

公益財団法人秦野市スポーツ協会委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会定款（平成28年4月1日施行。以下「定款」という。）第44条の規定により、秦野市スポーツ協会委員会の設置及び運営について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 この法人は、定款第4条に定める事業を遂行するため、次に掲げる委員会を設ける。

- (1) 事業統括委員会
- (2) 地域事業委員会
- (3) スポーツ・レクリエーション事業委員会
- (4) 広報委員会

(所管事項)

第3条 委員会の所管事項は、別表1に定めるとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員の互選により選出する委員長1名及び副委員長1名を置く。ただし、事業統括委員会には委員長1名を置き、専務理事が就く。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の構成)

第5条 事業統括委員会の委員は、専務理事及び前条第1項の規定により選出された各委員会の委員長又は副委員長とする。

- 2 地域事業委員会の委員は、この法人に加盟する地域団体が1名ずつ推薦し、会長が委任する委員及び理事のうちから理事会が指名する委員1名とする。
- 3 スポーツ・レクリエーション事業委員会の委員は、この法人に加盟する競技スポーツ団体又はレクリエーション団体が1名ずつ推薦し、会長が委任する委員及び理事のうちから理事会が指名する委員2名とする。
- 4 広報委員会の委員は、加盟団体が推薦し、会長が委任する委員及び理事のうちから理事会が指名する委員1名とする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、定款第27条に規定する理事の任期に準じる。ただし、

再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、前条に定める選出規定により補欠の委員を選出することができる。

(委員の解任)

- 第7条 会長は、委員が心身の故障等により任務の継続が困難であると認めるときは、理事会の承認を得て解任することができる。

(会議)

- 第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立とする。
- 3 委員会の会議の議決は、出席者の過半数の同意により決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(謝金)

- 第9条 会長、副会長及び委員が委員会の会議に出席したとき又は会議以外の委員会が所管する事業の活動を実施したときは、別表2の謝金基準に基づき謝金を支給する。

- 2 前項に関して必要な事項は、理事会の決議を経て定められる規程によるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月8日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

| 委 員 会 | 所 管 事 項 |
|----------------------------|---|
| 事業統括 委員会 | 1 事業の総合企画及び立案に関すること。 2 財務及び会計に関すること。 3 理事会及び評議員会へ上程する議案等に関すること。 4 この法人の事業運営に必要な規程等の制定及び改廃に関すること。 5 加盟団体及び育成支援団体に関すること。 6 その他、他の委員会に属さない事項に関すること。 |
| 地域事業 委員会 | 1 地域団体の運営に関すること。 2 各種大会、行事等の連絡調整に関すること。 3 スポーツ及びレクリエーションの普及及び推進に関すること。 |
| スポーツ・レクリ エーション事業 委員会 | 1 競技団体の連携に関すること。 2 競技力の向上及び競技普及に関すること。 3 各種競技大会に関すること。 4 指導者との連携に関すること。 |
| 広報委員会 | 1 広報技術の研究及び改善に関すること。 2 事業の広報及び広聴に関すること。 3 情報誌、会報等に関すること。 4 スポーツ振興に関する資料収集等に関すること。 5 その他、広報全般に関すること。 |

別表 2 (第 9 条関係)

| | | |
|------|-----|-----------|
| 謝金基準 | 会長 | 日額 3,000円 |
| | 副会長 | 日額 2,000円 |
| | 委員 | 日額 2,000円 |